

平成28年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会
次 第

日 時 平成28年6月30日(木)
午後2時30分～

場 所 平塚市役所本館7階 710会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成28年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について
- (2) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)
- (3) その他

3 閉 会

平成28年度当初予算（歳入）及び概要説明（単位：千円）

	本年度当初	前年度当初	比較	概要説明
1 国民健康保険税	6,529,070	6,353,562	175,508	医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合算見込額を計上
2 一部負担金	20	20	0	支払猶予された一部負担金を納付するときの科目を設定
3 国庫支出金	5,756,865	5,580,769	176,096	歳出の一般被保険者に係る療養給付費などの助成対象に対応した、法に基づく負担金・補助金の見込額を計上
4 療養給付費等交付金	850,735	1,133,972	▲283,237	退職被保険者等の療養の給付等に充てるため、社会保険診療報酬支払基金からの交付金見込額を計上
5 前期高齢者交付金	7,826,272	8,100,858	▲274,586	前期高齢者（65歳～74歳）の偏在による医療費等の不均衡を調整する交付金の交付見込額を計上
6 県支出金	1,668,160	1,642,496	25,664	国民健康保険事業に係る県負担金・補助金の見込額を計上
7 共同事業交付金	7,505,910	7,193,969	311,941	高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業による交付金の見込額を計上
8 財産収入	4	4	0	療養給付費等支払準備基金積立金の利子収入を計上
9 繰入金	3,241,289	3,402,802	▲161,513	保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金など、一般会計からの繰入金を計上
10 繰越金	450,000	450,000	0	前年度からの繰越見込額を計上
11 諸収入	26,675	22,548	4,127	延滞金のほか第三者納付金及び不当利得に係る返納金等の見込額を計上
歳入合計	33,855,000	33,881,000	▲26,000	

平成28年度当初予算(歳出)及び概要説明 (単位:千円)

款	本年度当初	前年度当初	比較	概要説明
1 総務費	334,483	392,043	▲57,560	診療報酬明細書の共同電算処理に係る手数料や物件費、人件費、県国民健康保険団体連合会負担金、徴税費、運営協議会費などを計上
2 保険給付費	20,038,821	20,072,848	▲34,027	一般及び退職被保険者等の療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等を見込む
3 後期高齢者支援金等	4,189,725	4,330,227	▲140,502	後期高齢者を支えるための現役世代からの支援金等の納付額を見込む
4 前期高齢者納付金等	4,395	6,324	▲1,929	前期高齢者(65歳～74歳)の偏在による医療費の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入割合等により納付する納付金等を見込む
5 老人保健拠出金	300	300	0	前々年度の額確定による精算見込額を計上(概算額で拠出し、2年後に精算)
6 介護納付金	1,457,886	1,581,364	▲123,478	介護第2号被保険者に係る概算介護納付金を見込む(概算額で納付し、2年後に精算)
7 共同事業拠出金	7,531,589	7,193,989	337,600	高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の財源となる拠出金を見込む
8 保健事業費	259,791	255,689	4,102	特定健康診査・特定保健指導及び医療費通知等保健事業に係る経費と、直営診療施設である市民病院に対して交付される見込みの特別調整交付金を、病院事業会計へ支出するための負担金として計上
9 基金積立金	4	4	0	療養給付費等支払準備基金積立金の利子を基金に積み立てるもの
10 諸支出金	33,006	43,212	▲10,206	過年度分の保険税過誤納還付金等を見込む
11 予備費	5,000	5,000	0	不測の支払いに対する備えとして計上
歳出合計	33,855,000	33,881,000	▲26,000	

当初予算総括表(2)

平成28年度当初予算総括表

H28.3.8 単位 千円

科 目	入		比 較
	28年度当初	27年度当初	
1 国民健康保険税	6,529,070	6,353,562	175,508 (102.8)
一般被保険者国民健康保険税	6,369,376	6,120,379	248,997 (104.1)
現年課税分	6,087,327	5,866,791	220,536 (103.8)
一般被保険者医療給付費分現年課税分	4,603,666	4,420,306	183,360 (104.1)
一般被保険者後期高齢者支援金分現年課税分	994,284	1,023,019	▲28,735 (97.2)
一般被保険者介護納付金分現年課税分	489,377	423,466	65,911 (115.6)
滞納繰越分	282,049	253,588	28,461 (111.2)
一般被保険者医療給付費分滞納繰越分	208,203	184,438	23,765 (112.9)
一般被保険者後期高齢者支援金分滞納繰越分	45,924	44,630	1,294 (102.9)
一般被保険者介護納付金分滞納繰越分	27,922	24,520	3,402 (113.9)
退職被保険者等国民健康保険税	159,694	233,183	▲73,489 (68.5)
現年課税分	152,567	225,408	▲72,841 (67.7)
退職被保険者等医療給付費分現年課税分	100,632	154,041	▲53,409 (65.3)
退職被保険者等後期高齢者支援金分現年課税分	21,727	36,256	▲14,529 (59.9)
退職被保険者等介護納付金分現年課税分	30,208	35,111	▲4,903 (86.0)
滞納繰越分	7,127	7,775	▲648 (91.7)
退職被保険者等医療給付費分滞納繰越分	4,792	5,084	▲292 (94.3)
退職被保険者等後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,114	1,306	▲192 (85.3)
退職被保険者等介護納付金分滞納繰越分	1,221	1,385	▲164 (88.2)
2 一部負担金	20	20	0 (100.0)
3 国庫支出金	5,756,865	5,580,769	176,096 (103.2)
国庫負担金	5,230,660	5,186,719	43,941 (100.8)
療養給付費等負担金(現年度分)	5,021,075	4,979,189	41,886 (100.8)
療養給付費等負担金(過年度分)	10	10	0 (100.0)
高額医療費共同事業負担金	173,719	176,776	▲3,057 (98.3)
特定健康診査等負担金(現年度分)	35,846	30,734	5,112 (116.6)
特定健康診査等負担金(過年度分)	10	10	0 (100.0)
国庫補助金	526,205	394,050	132,155 (133.5)
財政調整交付金	526,195	383,974	142,221 (137.0)
災害臨時特例補助金	10	10	0 (100.0)
事務費補助金		10,066	▲10,066
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金			0
4 療養給付費等交付金	850,735	1,133,972	▲283,237 (75.0)
療養給付費等交付金(現年度分)	850,725	1,133,962	▲283,237 (75.0)
療養給付費等交付金(過年度分)	10	10	0 (100.0)
5 前期高齢者交付金	7,826,272	8,100,858	▲274,586 (96.6)
6 県支出金	1,668,160	1,642,496	25,664 (101.6)
県負担金	209,565	207,510	2,055 (101.0)
高額医療費共同事業負担金	173,719	176,776	▲3,057 (98.3)
特定健康診査等負担金	35,846	30,734	5,112 (116.6)
県補助金	1,458,595	1,434,986	23,609 (101.6)
県財政調整交付金	1,458,595	1,434,986	23,609 (101.6)
連合会支出金			0
7 共同事業交付金	7,505,910	7,193,969	311,941 (104.3)
高額医療費共同事業交付金	694,876	707,107	▲12,231 (98.3)
保険財政共同安定化事業交付金	6,811,034	6,486,862	324,172 (105.0)
8 財産収入	4	4	0 (100.0)
9 繰入金	3,241,289	3,402,802	▲161,513 (95.3)
保険基盤安定繰入金	1,238,045	942,107	295,938 (131.4)
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	801,735	768,977	32,758 (104.3)
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	436,310	173,130	263,180 (252.0)
職員給与等繰入金	334,483	381,599	▲47,116 (87.7)
出産育児一時金等繰入金	86,800	99,120	▲12,320 (87.6)
国保財政安定化支援事業繰入金	85,349	85,704	▲355 (99.6)
その他一般会計繰入金	1,496,612	1,894,272	▲397,660 (79.0)
10 繰越金	450,000	450,000	0 (100.0)
11 諸収入	26,675	22,548	4,127 (118.3)
延滞金、加算金及び過料	4,530	1,230	3,300 (368.3)
一般被保険者延滞金	4,500	1,200	3,300 (375.0)
退職被保険者等延滞金	10	10	0 (100.0)
一般被保険者加算金	10	10	0 (100.0)
退職被保険者等加算金	10	10	0 (100.0)
雑入	22,145	21,318	827 (103.9)
一般被保険者第三者納付金	20,392	19,768	624 (103.2)
退職被保険者等第三者納付金	40	40	0 (100.0)
一般被保険者返納金	1,002	795	207 (126.0)
退職被保険者等返納金	10	10	0 (100.0)
指定公費負担医療立替交付金	696	700	▲4 (99.4)
老人保健拠出金還付金	5	5	0 (100.0)
歳入合計	33,855,000	33,881,000	▲26,000 (99.9)

当初予算総括表(2)

当初予算総括表(2)

平成28年度当初予算総括表

H28.3.8 単位 千円

科 目	歳 出		比 較
	28年度当初	27年度当初	
1 総務費	334,483	392,043	▲57,560 (85.3)
総務管理費	260,695	277,129	▲16,434 (94.1)
一般管理費	259,373	275,373	▲16,000 (94.2)
職員給与費	191,841	205,214	▲13,373 (93.5)
国民健康保険庶務事業	67,532	70,159	▲2,627 (96.3)
連合会負担金	1,322	1,756	▲434 (75.3)
徴税费	72,879	114,005	▲41,126 (63.9)
運営協議会費	909	909	0 (100.0)
2 保険給付費	20,038,821	20,072,848	▲34,027 (99.8)
療養諸費	17,528,970	17,660,281	▲131,311 (99.3)
一般被保険者療養給付費	16,637,323	16,550,389	86,934 (100.5)
退職被保険者等療養給付費	594,633	826,399	▲231,766 (72.0)
一般被保険者療養費	240,632	235,451	5,181 (102.2)
退職被保険者等療養費	7,413	8,999	▲1,586 (82.4)
審査支払手数料	48,969	39,043	9,926 (125.4)
高額療養費	2,356,535	2,240,162	116,373 (105.2)
一般被保険者高額療養費	2,266,223	2,118,483	147,740 (107.0)
退職被保険者等高額療養費	89,357	120,638	▲31,281 (74.1)
一般被保険者高額介護合算療養費	573	694	▲121 (82.6)
退職被保険者等高額介護合算療養費	382	347	35 (110.1)
移送費	500	500	0 (100.0)
一般被保険者移送費	300	300	0 (100.0)
退職被保険者等移送費	200	200	0 (100.0)
出産育児諸費	130,266	148,755	▲18,489 (87.6)
出産育児一時金	130,200	148,680	▲18,480 (87.6)
支払手数料	66	75	▲9 (88.0)
葬祭諸費	22,550	23,150	▲600 (97.4)
3 後期高齢者支援金等	4,189,725	4,330,227	▲140,502 (96.8)
後期高齢者支援金	4,189,341	4,329,867	▲140,526 (96.8)
後期高齢者関係事務費拠出金	384	360	24 (106.7)
4 前期高齢者納付金等	4,395	6,324	▲1,929 (69.5)
前期高齢者納付金	4,050	5,969	▲1,919 (67.9)
前期高齢者関係事務費拠出金	345	355	▲10 (97.2)
5 老人保健拠出金	300	300	0 (100.0)
老人保健医療費拠出金	100	100	0 (100.0)
老人保健事務費拠出金	200	200	0 (100.0)
6 介護納付金	1,457,886	1,581,364	▲123,478 (92.2)
7 共同事業拠出金	7,531,589	7,193,989	337,600 (104.7)
高額医療費共同事業拠出金	694,876	707,107	▲12,231 (98.3)
保険財政共同安定化事業拠出金	6,836,703	6,486,862	349,841 (105.4)
その他共同事業事務費拠出金	10	20	▲10 (50.0)
8 保健事業費	259,791	255,689	4,102 (101.6)
保健事業費	33,687	35,707	▲2,020 (94.3)
保健普及事業	13,987	16,007	▲2,020 (87.4)
病院事業費	19,700	19,700	0 (100.0)
特定健康診査等事業費	226,104	219,982	6,122 (102.8)
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	211,094	205,007	6,087 (103.0)
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	15,010	14,975	35 (100.2)
9 基金積立金	4	4	0 (100.0)
10 諸支出金	33,006	43,212	▲10,206 (76.4)
償還金及び還付加算金	32,310	42,512	▲10,202 (76.0)
一般被保険者保険税還付金	29,400	37,880	▲8,480 (77.6)
退職被保険者等保険税還付金	930	2,116	▲1,186 (44.0)
償還金(国県支出金返還金)	5	5	0 (100.0)
償還金(特別返還金)			0
一般被保険者還付加算金	1,910	2,406	▲496 (79.4)
退職被保険者等還付加算金	60	100	▲40 (60.0)
療養給付費等交付金返還金	5	5	0 (100.0)
指定公費負担医療立替金	696	700	▲4 (99.4)
11 予備費	5000	5000	0 (100.0)
歳 出 合 計	33,855,000	33,881,000	▲26,000 (99.9)

平塚市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

～ 低所得者に係る国民健康保険税の

軽減判定所得の見直しについて ～

1 改正の要旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者の国民健康保険税の軽減判定所得の基準を引き上げました。

(1) 5割軽減基準額

【改正前】

33万円 + 26万円

【改正後】

33万円 + 26万円5000円

(2) 2割軽減基準額

【改正前】

33万円 + 47万円

【改正後】

33万円 + 48万円

2 改正の理由等

平成28年度税制改正の大綱では、国民健康保険税の軽減措置について、物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が応益分保険税の軽減対象から外れないようにするため、前記1に記載した5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の基準額を引き上げる内容の記述が盛り込まれました。

この国民健康保険税の軽減判定所得の基準につきましては、地方税法で政令の定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっています。したがって、当該大綱を受けた地方税法施行令の一部改正があった場合には、これに合わせて本市国民健康保険税条例を改正する必要があります。

しかしながら、当該施行令の改正政令の公布は3月末となり、4月1日から施行されるものと見込まれました。そこで、平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、市長の専決処分とし、3月31日付けで公布しました。

3 施行日

平成28年4月1日

平塚市国民健康保険税条例の一部改正に伴う新旧対照表

改正部分

改正前	改正後	改正要旨
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保</p>	<p>地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得の額を改定するため、規定を整備する。</p>

改正前	改正後	改正要旨
<p>険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>2 省略</p>	

平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平塚市国民健康保険税条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。